

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

芳賀町長 大関 一雄

市町村名 (市町村コード)	芳賀町 003459
地域名 (地域内農業集落名)	祖母井地区 (上延生)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

その多くが五行川の西側に広がる農家住宅が点在する水田地帯である。地区の全域で土地改良事業が実施中であり、担い手への農地の集積・集約化が進んでいる地域である。比較的、集団化と法人化が進んでいる地区ではあるが、今後高齢化や後継者が居ない農業者も増えてくるため、将来的な作業効率を考慮して農機具及び施設等の大型化及び引き続き集団化等を進められるよう、担い手間で調整が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし、認定農業者を中心に集約化を進めると共に、飼料作物の生産に取組み、耕畜連携を推進する。また、麦力バークロップの播種取組による環境保全型農業を推進する。
併せて、施設野菜や露地野菜の、高収益作物の転換についても行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	148 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	148 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農用地を本計画の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
土地改良事業とそれに伴う、農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業を実施中。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
はが野農業協同組合で空散ヘリによる農薬の空中散布等を行う等、作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②環境保全型農業直接支払交付金事業(カバークロープの取組)により、環境保全型農業を推進する。
 ③GPS搭載の田植え機やトラクター、コンバインの導入により作業効率化を図る。
 ⑦多面的機能支払交付金事業の取組により、地域資源保全会による草刈りや水路敷管理、用排水路の改修等を行うことで地域ぐるみの管理を行う。
 ⑨SGS、WCSの取組を強化する。